令和８年

行方市農業委員会

第９回総会会議録

（令和８年９月２５日）

令和８年９月２５日　行方市農業委員会第９回総会を行方市役所北浦庁舎１階会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

１　本日の会議に付した議案

議案第５２号　農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第５３号　農地法第４条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第５４号　農地法第５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第５５号　買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第３条許可処分について
議案第５６号　現況証明願について
議案第５７号　令和９年度　行方市農業施策に関する要望書について
議案第５８号　農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について
議案第５９号　行方市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定に係る意見について
報告第４１号　不動産登記法第１０５条第２号の仮登記情報について
報告第４２号　制限除外の移動届の受理について
報告第４３号　農地法第３条第１項第１３号の規定による届出書の受理について
報告第４４号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について
報告第４５号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
報告第４６号　農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

２　本日の出席委員

１番　一村　栄	２番　豊村由貴	３番　大原一美
４番　野口　浩	５番　木村　守	６番　阿部力男
７番　飯島　清	８番　関口順一	９番　谷田川　栄
１０番　近藤芳子	１１番　茂木　孝	１２番　橋本　清
１３番　横瀬忠美	１４番　本澤政雄	１５番　風間啓次
１６番　小沼正二	１７番　郡司正彦	１８番　椎名　勇
１９番　髙塚利英		

本日の出席推進委員

１番　深澤　泉	２番　平山　正	３番　金田景行
４番　宮嵜春樹	５番　箕輪澄子	６番　森山正一
８番　山崎雄一	１０番　小嶋得男	１１番　原　和範
１２番　宇井勝之	１４番　川島隆道	１５番　石田充春
１６番　千ヶ﨑敏男		

３　本日の欠席委員　　なし

本日の欠席推進委員　　７番　小　澤　信　一　　１３番　野　原　賢　一

４　議事内容

（開会宣言）　　午後　３時００分

事　務　局　それでは、委員の皆様おそろいのようですので、進めさせていただきます。
ただいまより、令和８年行方市農業委員会第９回総会を開会させていただきます。
最初に、椎名農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

（会長挨拶）

会　　長　それでは、一言ご挨拶申し上げます。
本日はお忙しい中、第９回総会へ出席をいただき、ありがとうございます。
また、９月１２日に東関道水戸線行方インター開通イベントへ出席された委員の皆様、お疲れさまでございました。
さて、天候不良になってしまいました。記録的な日照不足や長雨が続き、農家には厳しい秋を迎えています。そして先日、台風２５号、滝のような大雨が降り、水たまりが多数見られました。この後も前線や台風の影響で日照が少なく、降水の多い状態が続く見込みだそうです。ぜひとも１０月になったら秋晴れになるよう期待したいと思います。
最後になりますが、本日も議案のご審議をお願い申し上げて、簡単ですが挨拶にいたします。

（議長の選出）

事　務　局　ありがとうございました。
それでは、議事日程に入っていきます。資料の閲覧の準備をお願いいたします。
それでは、議事に入ります。
議長につきましては、農業委員会規則第５条第１項によりまして、椎名会長に議長としての議事進行をお願いいたします。

（委員の出席状況）

議　　長　まずは資格審査報告です。
ただいまの出席委員は１９名、欠席委員はゼロ名ですので、定数に達しておりますので、令和８年行方市農業委員会第９回総会を開会いたします。

（会議録署名人の指名）

議　　長　日程第１、会議録署名人の指名について、議長において次のように指名いたします。
１６番　小沼正二委員、１７番　郡司正彦委員。

（書記の任命）

議　　長	次に、日程第２、総会書記の任命については、事務局の米澤事務局長補佐、荒井係長を任命します。
	（会期）
議　　長	次に、日程第３、会期の決定でありますが、本総会の会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、会期は本日１日といたします。
	（経過報告）
議　　長	次に、日程第４、経過報告について、事務局より報告願います。
事　務　局	私から、９月行事の経過報告につきましてご報告させていただきます。 資料につきましては、タブレット内ハンドブックの総会開催通知及び日程、経過報告の中に令和８年度行事経過報告９月の表がありますので、こちらを基に報告させていただきます。 前回の総会以降の経過といたしまして、９月１日に行方市環境審議会が北浦公民館で開催されており、会長が出席しております。内容といたしましては、行方市環境基本計画及び気候変動適応計画の改定等について協議をされてございます。 続きまして、９月１２日に東関東自動車道水戸線行方インターチェンジから鉾田インターチェンジ区間開通記念プレイベントが、東関東自動車道水戸線行方インターチェンジ周辺において開催されております。１１名の農業委員さんが参加してございます。内容といたしましては、東関東自動車水戸線開通記念事業といたしまして、行方インターチェンジから鉾田インターチェンジ区間７．９キロメートルの開通を記念いたしまして、その利用促進を図ることを目的として開催され、地元小学生による見学会やオープニングセレモニー、現地視察等が行われました。 続きまして９月２５日、本日でございます。そして現在、第９回総会を開催中でございます。
	（議案の審議）
議　　長	それでは、日程第５、議案の審議に入ります。
	（議案第５２号）
議　　長	議案第５２号　農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事　務　局	議案第５２号　農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和８年９月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。 案件につきましては、第６項までとなっております。事務局説明は事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。 なお、第１項から６項におきまして、農地法第３条第２項の各号に該当しないた

め、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議　　長　１項ごとに審議いたします。
１項の調査員より調査の報告を求めます。１２番、橋本委員。
１　２　番　１２番、橋本です。１項の調査報告をします。
なお、この案件については、市村委員、金田・宮嵜両推進委員の協力の下、調査してまいりました。
譲受人は、市内宇崎在住の４０歳代の会社員の女性です。譲渡人は、東京都町田市在住の３０歳代の会社員の男性です。申請事由は、露地野菜等を作付して農地を維持し、耕作放棄地防止に寄与したいということです。場所は[redacted]です。[redacted]のところです。区分は、売買による所有権の移転です。従事日数２８０日、周辺農地の影響もなく許可相当と思われます。委員の皆様、ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。
議　　長　調査の結果は、自宅から６キロ、年間労働日数２８０日、周辺農地にも影響がないということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。
議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員　異議なし。（全員一致）
議　　長　異議なしと認め、１項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、２項の調査員より調査の報告を求めます。４番、野口委員。
４　　番　４番、野口です。第２項について調査報告いたします。
この調査には椎名会長、推進委員の森山さん、箕輪さんにご協力をいただきました。
譲受人は、市内於下在住の８２歳、農業の男性です。譲渡人は、同じく於下在住、４４歳の会社員の男性です。申請事由は、農業経営の規模拡大による経営の安定を図るためです。区分は、売買による所有権の移転です。土地の所在は、[redacted]にあり、田んぼ１０４平米となります。受人は畑、田んぼ合わせて２万７，０００平米以上の耕作をしており、主に稲、エシャロットなどを作付しております。従事日数３００日、農機具等の保有状況も問題なく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議　　長　調査の結果は、土地は自宅のすぐ後ろ、年間労働日数３００日、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。
議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員　異議なし。（全員一致）
議　　長　異議なしと認め、２項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、３項の調査員より調査の報告を求めます。１３番、横瀬委員。

１　３　番	１３番、横瀬です。３項の調査報告をします。 この件につきましては、茂木委員、小澤推進委員と共に調査してまいりました。 譲受人は、鉾田市に事務所を置く４０代の代表です。渡人は、山田に在住する７６歳の農家の男性です。賃貸借権の案件です。受人の[redacted]です。定款等で確認しました。渡人は高齢化により夫婦では耕作できないためとのことでした。農機具等を貸しながら栽培等を手伝っていきたいということでした。許可相当と調査してまいりました。皆さんのご審議よろしくお願いします。	
議　　長	調査の結果は、何の問題もなく許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。	
議　　長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。	
全　　員	異議なし。（全員一致）	
議　　長	異議なしと認め、３項は原案のとおり可決いたします。	
議　　長	次に、４項の調査員より調査の報告を求めます。２番、豊村委員。	
２　　番	２番、豊村です。４項について報告いたします。 この件は、木村委員、川島推進委員に協力いただき調査してまいりました。 譲受人は、市内玉造泉在住５０代、農業兼公務員の男性です。譲渡人は、市内玉造在住８０代、農業の女性です。申請事由は、農業経営規模拡大し、経営の安定を図るためで、区分は売買による所有権移転です。水稲、エシャレット、ホウレンソウを栽培しており、農業従事日数は年間１５０日、農機具もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。	
議　　長	調査の結果は、年間労働日数１５０日、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。	
議　　長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。	
全　　員	異議なし。（全員一致）	
議　　長	異議なしと認め、４項は原案のとおり可決いたします。	
議　　長	次に、５項の調査員より調査の報告を求めます。１７番、郡司委員。	
１　７　番	１７番、郡司です。第５項の調査報告いたします。 この案件については、宇井推進委員と共に調査してまいりました。 譲受人は３１歳で、行方市西連寺に在住し、農業法人代表の農業の方です。奥さんと２人で露地野菜など５，５００平米ほど営農しております。譲渡人は７５歳で、同市荒宿に在住し、農業兼会社役員の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大と経営の安定を図るためです。区分は、売買による所有権の移転になります。農業従事日数も３００日ほど、農機具等もそろっており、調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。	
議　　長	調査の結果は、年間労働日数３００日、農機具等もそろっており、何の問題もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。	

発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、５項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、６項の調査員より調査の報告を求めます。１０番、近藤委員。

１０番　１０番、近藤でございます。６項について調査報告いたします。
調査には本澤委員、小嶋・原両推進委員に協力をしていただきました。
受人は、行方市在住、６７歳の農業兼会社員の女性の方です。水稲９２８平米、とうもろこし８，６１９平米を作付しております。渡人は、小美玉市在住７４歳、会社役員の男性の方です。申請事由は、渡人が耕作困難のためで、受人は農業経営規模拡大し、経営の安定を図るためです。区分は売買で、田畑合わせて７筆、１万２８５平米の所有権移転です。渡人からの売買申請は確認しております。農業従事日数１５０日以上、農機具については、友人から借りて耕作するとのことです。今回、権利を設定しようとする土地は、自宅から平均３分ほどの距離でございます。規模拡大したいためのことであり、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　調査の結果は、年間労働日数１５０日以上、機械は友人から借りて作業をする、また土地までは３分ということで、何の問題もなく許可相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、６項は原案のとおり可決いたします。

（議案第５３号）

議　　長　議案第５３号　農地法第４条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局　議案第５３号　農地法第４条の規定による許可申請に対する転用許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和８年９月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。
案件につきましては、第３項までとなっております。事務局説明は事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。

議　　長　それでは、１項から３項は関連がありますので一括審議といたします。
調査員より調査の報告を求めます。４番、野口委員。

４　　番　４番、野口です。椎名会長の案件です。第１項から３項まで関連がありますので、一括してご報告いたします。
調査には、椎名会長、推進委員の森山さん、箕輪さんのご協力をいただきました。
また、３項とも６月に農振除外とした案件です。
申請人は、行方市小高在住、６２歳の男性です。転用事由は、[redacted]

[redacted]とあります。１項は宅地への進入路、２項は農業用倉庫及び特定技能外国人宿舎、３項は農業用倉庫及び資材置場となります。３項とも違反転用の是正です。始末書も添付しており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　調査の結果は、始末書等添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、１項から３項は原案のとおり可決いたします。

（議案第５４号）

議　　長　議案第５４号　農地法５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　議案第５４号　農地法第５条の規定による許可申請に対する権利設定、移転を伴う転用許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和８年９月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。

案件につきましては、第９項までとなっておりますが、第６項及び第７項においては、先月の第８回総会に提出した議案となります。内容に変更はございませんが、区分を誤って申請したため、正しい申請区分である所有権移転から賃貸借権へ訂正し、許可取消しの上、再度申請するものとなります。事務局説明は既に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。

議　　長　１項ごとに審議いたします。

１項の調査員より調査の報告を求めます。１４番、本澤委員。

１　４　番　１４番、本澤です。第１項の調査結果について報告いたします。

なお、この調査には近藤委員、小嶋・原両推進委員さんの協力の下、調査をしてまいりました。

譲受人は、市内小貫在住の農業の男性です。譲渡人も市内小貫在住の無職の女性です。今回、小貫地内の農地３００平米を資材置場に転用する目的で、売買による所有権の移転です。場所的には[redacted]します。譲受人は、２０年ほど前より賃貸により資材置場として使用しておりました。今回、無断転用として使用していたことに初めて気づき、深く反省をしておりました。始末書、事業計画書ほか関係書類も添付され、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　調査の結果は、２０年前から資材置場として使っていた。始末書等、また事業計画書等関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、１項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、２項について、調査員より調査の報告を求めます。１２番、橋本委員。
１　２　番　１２番、橋本です。第２項の調査報告をします。
なお、この案件については一村委員、金田・宮嵜両推進委員の協力の下、調査してまいりました。
譲受人は、鉾田市にある不動産業を主に営む企業の代表の男性です。譲渡人は、水戸市在住の６０歳代の女性です。場所は、[redacted]です。面積は水田３９８平米、畑１，２１５平米です。この農地は、現在休耕中です。申請目的は、資材置場にしたいということです。また、区分は売買による所有権の移転です。事業計画等、問題はないと思われます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いします。以上です。
議　　長　調査の結果は、現在休耕地である土地を資材置場にしたい、事業計画書等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。
議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員　異議なし。（全員一致）
議　　長　異議なしと認め、２項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、３項について、調査員より調査の報告を求めます。４番、野口委員。
４　　番　４番、野口です。第３項について調査報告いたします。
この調査は、椎名会長、推進委員森山さん、箕輪さんにご協力をいただきました。
譲受人は、阿見町在住、会社経営代表５８歳の男性です。譲渡人は、市内行方在住、農業の男性です。申請事由は、[redacted]で、許可日から令和９年１０月１５日までとなります。区分は、賃貸借権設定です。土地の所在は、渡人の自宅より３分、畑４，１３９平米のうちの１６０平米になります。周辺への影響もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議　　長　調査の結果は、周辺への影響もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。
議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員　異議なし。（全員一致）
議　　長　異議なしと認め、３項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、４項について、調査員より調査の報告を求めます。８番、関口委員。
８　　番　８番、関口です。４項について調査報告をいたします。
この案件は、風間委員、飯島委員、石田推進委員、千ヶ﨑推進委員さんと共に現地調査を行いました。
譲受人は、東京都港区に在住する太陽光発電事業を営む法人であり、その代表取締

役の男性です。譲渡人は、市内八木蒔在住の７２歳の男性です。申請事由は、太陽光発電設備用地への転用であり、権利の区分は売買による所有権移転です。譲渡人は、現在及び将来においても農業に従事する予定がなく、申請地は長らく耕作放棄地となっています。管理にも費用がかかるため土地を手放し、太陽光発電事業に役立てたいとのことです。譲受人が太陽光発電事業の申請場所を探していたところ、譲渡人との間で協議が調い、譲渡人も事業に異議なく賛同したことから土地の譲渡に至りました。現地は[redacted]です。調査の結果、事業計画書及び資金計画書がそろっていることを確認し、許可相当であると判断いたしまた。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議　　長　調査の結果は、長年耕作放棄地にある土地を有効利用、そして事業計画書、資金の計画書等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、４項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、５項について、調査員より調査の報告を求めます。１１番、茂木委員。

１１番　１１番、茂木です。５項について調査報告をします。
調査には横瀬委員、小澤推進委員さんに協力していただきました。
受人は、[redacted]です。渡人は、行方市中根在住、８７歳の男性です。申請事由は、[redacted]のためで、区分は売買です。[redacted]に転用するため、売買をしたい旨、申請がなされました。渡人も高齢になり、後継者もいないため、譲ってもいいことになり計画をしたということです。面積は、田畑合わせて２，１８７平米になります。事業書類として事業計画書、残高証明書、契約証明書も添付されており、許可相当と調査してまいりましたので、皆様のご審議よろしくお願いします。以上です。

議　　長　調査の結果は、事業計画書等関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、５項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、６項から７項は関連がありますので一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。４番、野口委員。

４　　番　４番、野口です。第６項、第７項は関連がありますので、一括して調査報告いたします。
この調査には椎名会長、推進委員の森山さん、箕輪さんにご協力をいただきまし

た。
譲受人は、６項、７項とも行方市在住、会社経営の代表の男性です。譲渡人は、６項が土浦市在住、８５歳の男性、７項が千葉県船橋市在住、８２歳の男性です。申請事由は、事業拡大に伴い、事業敷地内の駐車場及びスペースが不足するため、申請地を駐車場兼展示場として整備するものであります。区分は、賃貸借権の設定となります。この案件は、前回、売買による所有権の移転で申請許可を受けましたが、今回、区分変更により再申請となりました。所在は[redacted]おります。転用による問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　調査の結果は、転用による問題もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、６項から７項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、８項について、調査員より調査の報告を求めます。１９番、髙塚委員。

１　９　番　１９番、髙塚です。第８項について調査報告をいたします。
調査には木村委員に同行を願い、行いました。
譲受人は、市内玉造甲、[redacted]であります。譲渡人も市内玉造甲、無職の男性であります。申請事由は駐車場で、区分は売買による所有権移転となります。この案件は、６月の総会において農振除外をお願いしたものであります。譲受人は、[redacted]を計画しており、既存の駐車場だけでは十分でなくなり、今回、既存の駐車場に近い農地を譲り受けることになったそうであります。現地の同意書、土地改良区の意見書等も添えられております。場所は[redacted]になります。許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　調査の結果は、隣地の同意書、また土地改良の同意書もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、８項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、９項について、調査員より調査の報告を求めます。４番、野口委員。

４　　番　４番、野口です。椎名会長の案件となります。第９項の調査報告をいたします。
調査には、椎名会長、推進委員の森山さん、箕輪さんにご協力をいただきました。
受人は、行方市橋門在住の男性です。渡人は、同じく於下在住の男性です。申請事由は、農業用倉庫、車両置場の違反転用の是正です。区分は、贈与による所有権の

	移転です。約２０年前から先代所有者から受け継いで倉庫を建設し、現在まで使用中です。当時必要な手続を行っていなかったため、それを是正するための申請です。始末書等の添付もあり、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議　　長	調査の結果は、２０年前、倉庫と車両置場にしてしまった。始末書等も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議　　長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、９項は原案のとおり可決いたします。
	（議案第５５号）
議　　長	議案第５５号　買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第３条許可処分についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事　務　局	議案第５５号　買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第３条許可処分について、下記のとおり証明願があったので、証明書の発行及び落札後の農地法第３条許可処分について提案する。 なお、当該買受適格証明書発行を受けた者が最高価買受申出人又は次順位買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合において、行方市農業委員会会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可をしてよろしいか併せて提案する。令和８年９月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。 案件につきましては、第８項までとなっております。事務局説明は、既に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議　　長	１項について、調査員より調査の報告を求めます。１６番、小沼委員。
１　６　番	１６番、小沼です。１項の調査報告をします。 この調査には、麻生、太田４人で調査をしてまいりました。 １項の申請人は、埼玉県朝霞市、５３歳、会社社長の男性の方です。願出要旨は、農業経営の安定を図るための規模拡大、申請人は家族３人で水稲、サツマイモを耕作しており、年間２３０日、農機具もそろっており、家から５キロ、１５分くらい、場所は[redacted]です。買受適格証明書発行に何ら問題とないと調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。
議　　長	調査の結果は、年間労働日数２３０日、農機具等もそろっており、買受適格証明書の発行も何も問題なく、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、１項は証明書を交付することに決定します。
議　　長	２項の調査員より調査の報告を求めます。４番、野口委員。
４　　番	４番、野口です。椎名会長の案件となります。第２項の調査報告をいたします。 調査には、椎名会長、推進委員の森山さん、箕輪さんにご協力をいただきました。

申請人は、埼玉県朝霞市、会社社長の５３歳、男性です。申請人は、現在の経営面積３万695平米です。年間従事日数２３０日、家族３人で作業をしているということです。農作業に従事する住所地場所等からこの土地までは３キロで、１０分くらいの時間です。農機具もそろっており、買受人として適格であると思います。委員の皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　調査の結果は、年間労働日数２３０日、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、２項は証明書を交付することに決定します。

議　　長　３項の調査員より調査の報告を求めます。１７番、郡司委員。

１　７　番　１７番、郡司です。第３項の調査報告をします。

申請人は、埼玉県に在住し会社役員の５３歳の男性の方です。農業従事日数も２３０日ほど従事しております。露地野菜等を耕作しております。申請事由は、農業経営規模拡大ということで、公売に参加することの目的です。農機具等もそろっており、調査結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。以上です。

議　　長　調査の結果は、年間労働日数２３０日、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、３項は証明書を交付することに決定します。

議　　長　４項について、調査員より調査の報告を求めます。１５番、風間委員。

１　５　番　１５番、風間です。買受適格証明書４項について報告いたします。

この件は、関口・飯島両委員さん、石田・千ヶ﨑推進委員さんと共に調査してまいりました。

申請人は、埼玉県在住５３歳、会社代表の男性です。申請事由は、公売に参加し、農業経営の安定を図るための規模拡大であります。申請人は、現在、３万６９５平米でサツマイモを耕作しております。年間従事日数は、本人が２３０日、妻１６０日、長男１５０日であります。今回の権利を設定しようとする土地まで、市内にある作業所より車で３０分ほど、農機具等もそろっており、調査の結果、買受適格証明の交付には問題ないものと調査してまいりました。皆様の審議よろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　調査の結果は、年間労働日数２３０日、土地までは３０分、農機具等もそろっており、証明書の交付に問題なしということでした。審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、４項は証明書を交付することに決定します。

議　　長　次に５項の調査員より調査の報告を求めます。８番、関口委員。

８　　番	８番、関口です。買受適格証明、５項について報告いたします。 この案件は、飯島・風間両委員及び石田・千ヶ﨑両推進委員さんのご協力をいただき、調査してまいりました。 申請人は、埼玉県在住の５３歳、会社代表の男性です。申請事由は、公売に参加し、農業経営の安定を図るための規模拡大であります。申請人は、現在３万６９５平米でサツマイモを耕作しております。年間従事日数は、本人が２３０日、妻１６０日、長男１５０日であります。今回、権利を設定しようとする農地までは、市内にある作業所より車で３０分ほど、農機具もそろっており、調査の結果、買受適格証明の交付は妥当だと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議　　長	調査の結果は、公売の土地まで３０分、農機具等もそろっており、交付は妥当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、５項は証明書を交付することに決定します。
議　　長	次に６項の調査員より調査の報告を求めます。１５番、風間委員。
１　５　番	１５番、風間です。買受適格証明、６項について報告いたします。 この件は、関口・飯島両委員さん、推進委員の千ヶ﨑、石田委員さんの協力で、調査してまいりました。 申請人は、市内在住の５４歳、農業兼会社員の男性です。申請事由は、公売に参加し、農業経営の安定を図るための規模拡大であります。申請人は、現在２万２，０６０平米でサツマイモを耕作しております。年間従事日数は、家族３人とも１５０日であります。今回、権利を設定しようとする土地までは車で５分、農機具等もそろっており、調査の結果、買受適格証明の交付に問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。以上です。
議　　長	調査の結果は、年間農業日数１５０日、土地までは車で５分、そして農機具等もそろっており、交付は妥当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、６項は証明書を交付することに決定します。
議　　長	次に、７項の調査員より調査の報告を求めます。８番、関口委員。
８　　番	８番、関口です。７項について報告いたします。 この件は、飯島・風間両委員、千ヶ﨑・石田推進委員さんのご協力をいただき、調査してまいりました。 申請人は、石岡市在住の７２歳の農業の男性です。申請事由は、公売に参加し、農業経営の安定を図るための規模拡大であります。申請人は、現在、水稲４，２５４平米、落花生、ネギ等を９，６５４平米耕作しております。年間従事日数は、本人、妻ともに２５０日であります。今回、権利を設定しようとする土地までは車で２５分ほど、農機具もそろっており、調査の結果、買受適格証明の交付は妥当だと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議　　長	調査の結果は、年間労働日数２５０日、土地までは車で２５分、農機具等もそろっており、交付は妥当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、７項は証明書を交付することに決定します。
議　　長	次に、８項の調査員より調査の報告を求めます。４番、野口委員。
４　　番	４番、野口です。椎名会長の案件となります。第８項の調査報告をいたします。 調査には、椎名会長、推進委員の森山さん、箕輪さんのご協力をいただきました。 申請人は、行方市小高在住の男性です。申請人の現在の経営面積は１万４，３３８平米です。年間従事日数も２５０日、農機具等もそろっており、現在この土地の隣を耕作しております。[redacted]となります。買受人として的確であると問題なく調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議　　長	調査の結果は、年間労働日数２５０日、農機具等もそろっており、また、現在隣の田んぼをつくっており、何の問題もなく、交付相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、８項は証明書を交付することに決定します。 追ってお諮りします。ただいま証明書を交付することに決定した１項から８項について、本証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人または次順位買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合において、本職が当該証明書交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可することにご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、許可することに決定いたします。
	（議案第５６号）
議　　長	議案第５６号　現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事　務　局	議案第５６号　現況証明願について下記のとおり証明願があったので提案する。令和８年９月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。 案件につきましては、第４項までとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議　　長	それでは、１項から４項は関連がありますので一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。９番、谷田川委員。
９　　番	９番、谷田川です。１項から４項は関連がありますので、一括でご報告いたします。 なお、調査については、麻生太田地区４名で調査をしてまいりました。 １項、２項の申請人は、市内石神在住の男性の方、３項の申請人は、同じく市内石神在住の女性の方です。４項の申請人は、鹿嶋市在住の男性の方です。願出要旨

は、地目変更登記のため、区分については非農地証明です。この土地は、１項から４項とも地続きで一画にまとまっています。調査の結果、２０年以上前から山林化、原野化しており、復元は難しい状況で、証明書発行は妥当であると調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　調査の結果は、２０年以上耕作されておらず、山林化しており、とても復元は困難、非農地証明交付は妥当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、１項から４項は証明書を交付することに決定いたします。

（議案第５７号）

議　　長　議案第５７号　令和９年度行方市農業施策に関する要望書についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　議案第５７号　令和９年度行方市農業施策に関する要望書について、下記のとおり提案する。令和８年９月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。

総会議案のほうの別紙、資料ナンバー１のほうをご覧いただきたいと思います。

こちらは６月に委員の皆様よりご意見をいただきまして、８月２５日に農政部会を開催し、協議を行い取りまとめたものを、本日、提案させていただいております。

内容につきましては、農政部会、本澤部会長よりご報告いただきたいと思います。

よろしくお願いします。

議　　長　それでは、本澤農政部会長より説明をお願いいたします。

１　４　番　１４番、本澤です。ただいま事務局のほうからご説明がありましたように、本年度も来年度予算編成に当たりまして、行方市の基幹産業である農業において、現場の声を集約した農業施策に関する要望書を市に提出したいと考えております。

それでは、資料ナンバー１、令和９年度農業施策に関する要望書に基づき説明をしたいと思いますので、ご用意のほどお願いいたします。

それでは、全体の項につきましては、農地保全と有効利用対策について、担い手・経営対策の強化について、農業委員会組織対策について、基本農政の確立対策についての４項目で構成をしております。

まず、１として、農地保全と有効利用対策についてですが、地域計画のブラッシュアップ推進をはじめ、担い手への農地利用の集積、集約のために地域計画の推進を求める内容となっております。また、中間管理事業の推進、優良農地の保全、稲作農家の育成及び米価の急落に伴う助成の検討を求める内容となっております。

２、次に担い手・経営対策の強化についてですが、燃料、肥料、飼料、農業資材、流通経費の価格高騰に対する経営安定対策の継続、担い手から経営を継承した後継者、移譲者か経営を継承する第三者継承者に対する支援を求める内容となっております。

次に、農業委員会組織対策についてですが、地域計画の推進に伴う業務量の増加が増えたまま事務局の体制整備をお願いする内容となっております。

最後にですが、基本農政の確立体制についてですが、鳥獣害対策の支援、強化に野生鳥獣生育状況調査実施検討、駆除した有害獣の助成金の増額、地産地消や食育等の推進、大規模自然災害への備えと復旧・復興対策、太陽光発電設備に関わる条例等の制定をお願いする内容となっております。本年度としましては、第２項と第４項を強く要望していきたいと考えております。
以上、令和９年度要望書について説明をさせていただきました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　本澤部会長、ありがとうございました。ただいま本澤部会長から説明を受けました。要望書につきましては、農政部会を中心に検討を重ねた結果であります。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、令和９年度行方市農業施策に関する要望書については原案のとおりと決定いたします。

（議案第５８号）

議　　長　議案第５８号　農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事　務　局　議案第５８号　農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について下記のとおり意見が求められたので提案する。令和８年９月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。
電子資料ナンバー２をご覧いただきたいと思います。
行方市長より行方市農業委員会長宛に農用地利用促進計画案に係る意見を求められております。計画案は、令和８年１１月１日の新規３件、合計１万６５平方メートルと更新２４件、４５筆、９万５，４４７平方メートルとなります。詳細につきましては、次のページの一覧表でご確認いただきたいと思います。以上です。

議　　長　説明が終わりました。質疑を求めます。
発言する者なし

議　　長　ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定については、原案のとおり決定といたします。

（議案第５９号）

議　　長　議案第５９号　行方市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定に係る意見についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　議案第５９号　行方市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定に係る意見について、下記のとおり意見を求められたので提案する。令和８年９月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。
議案書のホルダーの中に資料３という形で、別枠で資料のほうが格納されておりますので、ご覧いただければと思います。こちらの資料のほう、ファイルが５９ペー

	ジと、とても多いものですから、議案の中には組み込まず、別にさせていただきました。 今回、行方市農業経営基盤の強化促進に関する基本構想の見直しについて、簡単に説明させていただきます。この基本構想につきましては、茨城県の基本方針の見直しに伴いまして、行方市の基本構想を見直そうという形になっております。構想の基本的なものとしましては、１０年先を見据えた計画となっており、策定時期につきましては、令和８年１０月頃をめどに策定する予定です。今後の進め方としましては、今回、農業委員会となめがたしおさい農業協同組合さんのほうから意見をいただき、９月下旬に県のほうへ基本構想の最終案を提出し、協議するという形になっております。その後、県知事のほうから同意を受け、１１月頃に公示という形で進む予定となっております。 それでは、基本構想の中の内容の説明に入らせていただきます。変更の部分については、朱書きとしておりますのでご確認をしていただければと思います。 今回の主たる変更点につきましては、基本的指標について、物価等を踏まえた経営規模の見直しをしております。なお、営農類型について変更はございません。また、令和７年３月末で農地法の利用権等設定促進事業が終了したことにより、地域計画を充当した農地集積、集約を推進する内容に変更しております。 事前にお配りしました資料の行方市経営基盤強化の促進に関する基本構想（案）をご覧ください。変更点につきましては、新旧対照表をお配りしておりますので、そちらをご覧いただければと思います。私のほうから説明は以上となります。
議　　長	ただいま説明がありました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 局長から説明ございます。
事　務　局	今、補佐のほうから説明があったと思いますが、ちょっと補足いたしまして、こちらは３年に一度更新というような形で県の見直しに合わせて市の基本方針も見直しを行っているところです。先ほどありましたように、それぞれの営農項目において、それぞれ作業時間ですとか経営についてのものを県の普及センターと　　調整をしまして、そちらにおいて一応見直しを行っているものとなってございます。簡単ですけれども、補足とさせていただきます。
議　　長	ただいま局長のほうから補足で説明がございました。それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、行方市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の策定に係る意見については、原案のとおりと決定いたします。 ここで若干の休憩を入れたいと思います。この時計で１５分に始まりますので、休憩ということでよろしくお願いいたします。 （休憩） 再開いたします。

（報告第４１号）

議　　長　報告第４１号　不動産登記法第１０５条第２号の仮登記情報についての件を事務局より説明願います。

事　務　局　報告第４１号　不動産登記法第１０５条第２号の仮登記情報について下記のとおり報告する。令和８年９月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。
第１項につきましては、行戸地内の畑、１筆で２，０４５平方メートル、仮登記年月日が令和８年８月３日、仮登記内容としまして、令和８年７月３０日までです。
第２項につきましては、行戸地内の田畑、６筆、１万２，０７２平方メートル、仮登記年月日が令和８年８月３日、仮登記内容としまして令和８年７月３０日までです。以上です。

議　　長　１項、２項は関連がありますので、一括報告といたします。それでは、調査員より調査の報告を求めます。１９番、髙塚委員。

１　９　番　１９番、髙塚です。１項、２項は関連がありますので、一括で報告をいたします。
調査には、木村委員に同行をお願いし、行いました。
１項の土地所有者の方は、市内行戸の女性の方、２項の土地所有者の方は市内、やはり行戸の男性の方、７０代であります。お二人は夫婦であります。仮登記権利者は、市内手賀の法人であります。令和８年８月３日仮登記、仮登記の内容としましては、令和８年７月３０日に売買代金完済、条件付ということで、所有権の移転となっております。
２項は、７月１０日において３条の許可をした農地であります。仮登記人によりますと、来年３月に完済の予定ということでした。現地は、[redacted]であります。本登記になるまで見守っていきたいと思います。以上であります。

議　　長　ただいまの報告につきまして質疑を求めます。
発言する者なし。

議　　長　この報告に対しご異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認めます。髙塚委員には引き続き監視指導をよろしくお願いいたします。

（報告第４２号）（報告第４３号）（報告第４４号）（報告第４５号）
（報告第４６号）

議　　長　報告第４２号　制限除外の移動届の受理について、報告第４３号　農地法第３条第１項第１３号の規定による届出書の受理について、報告第４４号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について、報告第４５号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について、報告第４６号　農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について、一括して事務局より説明願います。

事　務　局　報告第４２号　制限除外の移動届の受理について下記のとおり報告する。令和８年９月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。

第１項につきましては、鉾田線がいし装置変更工事に伴う工事用として一時利用するための登記となります。
続きまして、報告第４３号　農地法第３条第１項第１３号の規定による届出書の受理について下記のとおり報告する。令和８年９月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。
こちらは、農地中間管理機構の特例事業の用に資するため所有権の移動があった一覧になりますので、ご確認ください。
続きまして、報告第４４号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について下記のとおり報告する。令和８年９月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。
こちらは、相続により所有権を取得された方の届出６件の一覧になりますので、ご確認ください。
続きまして、報告第４５号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について下記のとおり報告する。令和８年９月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。
こちらは、合意解約により賃貸借を解約した通知のあった１５件の一覧になりますので、ご確認ください。
続きまして、報告第４６号　農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について下記のとおり報告する。令和８年９月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。
こちらは、先月に提出いただきました活動記録を集計したものになります。こちらもご確認いただければと思います。以上です。

議　　長　報告案件について、質疑を求めます。
発言する者なし。

議　　長　この報告に対し、ご異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認めます。

（閉会宣告）　　午後　４時２０分

議　　長　これにて、本総会に付議された案件の審議は全て終了しました。よって、第９回総会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。